

平成21年4月8日
国土交通省総合政策局

1. 趣旨

現在、京都議定書第1約束期間（2008年（平成20年）～2012年（平成24年））の開始を受けて、平成20年3月に京都議定書目標達成計画を全部改定し、温室効果ガス6%削減に向けて政府として取り組んでおり、低炭素社会づくりに向けた中長期的な取組の必要性も高まっているところです。

国土交通省としても、環境問題に対する取組をさらに強化するため、「国土交通省環境行動計画2008」*を平成20年7月に策定しました。今後より一層、国全体としての低炭素化の取組を強化していくためには、民間事業者等が主体的に先進技術等を活用して展開する取組の実行、継続・発展が重要です。

本事業は、民間事業者等の連携による先進的な温室効果ガス削減努力を掘り起こし、人や企業の行動原理の変革に働きかける取組を広めることを通じて、低炭素社会づくりを着実に推進しようとするものです。

このため、温室効果ガスを排出する民間事業者等から、環境に配慮した経済活動上の先進的提案（以下、「事業モデル」という。）を広く募集します。応募された提案の中から、優れた事業モデルを選定し、事業化等に向けた支援を行うとともに、環境事業モデルとして推奨することにより、普及促進等を図ります。

募集する提案は、先進的・モデル的な取組であるとともに、一過性の活動でなく、持続的な活動の定着を目指すものとし、本事業モデルの実施により「国土交通省環境行動計画2008」の実現に有効な温室効果ガス削減対策が加速され、日々の生活の中で低炭素化が進んでいることを国民一人一人が実感し、足元から行動実践する社会の実現を期待します。

*「国土交通省環境行動計画2008」

http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/environment/sosei_environment_tk_000004.html

2. 応募主体

(1) 本事業に応募できる主体は、次にあげる者とし、単独でも、連名でも応募可能です。なお、連名提案の場合には代表提案者を定めてください。代表提案者は、中心的役割を担う者としてください。（8.（2）契約手続き参照）

(1)ー1 温室効果ガスを排出する民間事業者（建設業、運輸業、不動産業など国土交通省所管事業を行う者または国土交通省所管事業を行う地方公共団体等と連携を行う者）

(1)ー2 (1)ー1との協働、連携により提案を行う民間事業者、NPO等又は地方公共団体
※温室効果ガスを排出しない民間事業者やNPO等及び地方公共団体のみによる提案は対象外とします。

※今後の新たな検討に基づく提案とともに、すでに開始している検討や活動に基づく提案についても対象とします。

※本事業による成果物としての報告書と、国費の支援を受けた検討過程・成果は公表することを前提とし、著作権法上の公表権を放棄若しくは連名公表することに同意していただきます。

- (2) 同一の主体からの提案は、原則として1件に限ることとします。ただし、異なる民間事業者等との連名提案で、異なる提案内容の応募を行う場合、同一の主体が複数の応募に参加することは認めます。

3. 募集提案に関する方針

(1) 事業モデルの具体例

「国土交通省新たな温室効果ガス削減環境事業モデル」のテーマは、低炭素型社会の実現を目指す取組であり、かつ温室効果ガス削減に効果の高い新たな挑戦的試みにおいて、幅広く設定できます。具体例は下記のとおりです。

「民間事業者等による経済活動の連携を通じて低炭素型社会の実現を目指す挑戦的取組方策」

- ① 建設事業者や輸送事業者等の連携による、建設資材や建設廃棄物等の輸送から生じるCO₂排出を削減する事業モデル 等
- ② 革新的技術やシステムを活用した建築物の省エネ対策ノウハウを共有し、複数賃貸オフィス事業者等の管理する建築物やホテル等のCO₂排出総量を削減する事業モデル 等
- ③ 自転車利用やバス・鉄道等の公共交通機関利用を促進する低炭素型の都市交通システムの構築に関する事業モデル 等
- ④ 都市内のエネルギー資源を徹底活用しゼロエネルギーを実現する革新的都市開発などの事業モデル 等

「経済的メカニズム活用を通じて低炭素型社会の実現を目指す挑戦的取組方策」

- ① 排出量クレジット等の供給事業者が提供するクレジットや証書等を活用し、需要事業者の自主行動計画の実現やカーボンオフセット商品の提供に活用する事業モデル 等
- ② 公共交通事業者、地域、利用者（家庭におけるCO₂排出削減努力を含む）によるエコポイント等を活用した事業モデル 等

(2) 事業モデルの実施期間

本事業モデルとして実施する取組は、平成21年度中に実施可能な活動であり、実施期間は当該年度内とします。なお、次年度以降も応募可能ですが、継続ではなく更に発展させた、新たな事業モデルでの応募としていただきます。

(3) 国費による支援の対象となる取組と経費

支援の対象となる取組としては、例えば

- ① ヒアリングやアンケート等を通じた課題の把握・整理、具体的な課題解決に向けた方策の調査・検討
- ② 関係者間の合意形成、専門家の意見聴取等を通じた事業化に向けた調査・検討
- ③ 実証実験的な具体的な活動の実践
- ④ 成果報告書の作成

などを想定しています。

本事業モデルを実施するための人件費、消耗品費・備品購入費等の諸経費、印刷製本費等は対象となりますが、外国等への先進事例視察費、耐久消費財や用地取得費、施設整備費、営利のみを目的とした活動と見なせるもの等は国費の対象として不適當であるため、当該国費の対象とはなりません。

(4) 実施体制

本事業モデルは、原則として応募主体がそれぞれ自ら行うこととします。

応募主体以外の者に当該事業の一部(事業の主たる部分である場合を除く)を委託(「再委託」といいます)することも可能ですが、この場合はあらかじめ書面により申し出て承諾を得てください(コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、単純な資料整理・計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍・文献及び消耗品購入、会場借上等の軽微な業務を除く)。なお、事業の主たる部分を再委託することはできません。

(5) 成果物としての報告書の提出

以下の内容を含む報告書を必ず提出することとします。

- ①事業モデルの内容及び普及手法
- ②温室効果ガスの削減効果
- ③事業の先導性・モデル性、実現可能性や持続性
- ④総合性・連携性、人や企業の行動原理の変革を働きかける効果、温室効果ガス以外の環境負荷の低減効果など、「国土交通省環境行動計画2008」への寄与度
- ⑤事業化等に当たっての課題又は円滑化のための方策

(6) その他の留意事項

- ①本事業モデルとして実施する活動が、内容、実施方法並びに実施体制が適切であることが必要です。十分な実施体制等、活動の実効性が確保できない提案については対象となりません。
- ②本事業以外に国や地方公共団体等から財政的支援を受けて行っている取組については、対象とはしません。ただし、本事業モデル部分とその他の財政的支援を受けて実施する事業部分の明確な区別がなされ、一体的に実施することで相乗効果が期待される場合は、この限りではありません。

4. 選定に関する方針

(1) 事業モデルの選定に当たっては、本事業の趣旨を踏まえ、特に以下の事項に留意します。

- ①本事業モデルによる温室効果ガスの削減効果があること。
- ②先進性・モデル性があること。
- ③実現可能性や持続性があること。
- ④総合性・連携性、人や企業の行動原理の変革を働きかける効果、温室効果ガス以外の環境負荷の低減効果など、「国土交通省環境行動計画2008」の推進に寄与すること。

(2) 事業モデルは、4件程度選定する予定です。なお、1件あたりの支援額は、500万円を上限とします。

5. 提出書類

提案内容については、下記様式に事業モデルの実施内容等がわかるよう、具体的かつ簡潔、明瞭にまとめて記入の上、提出して下さい。なお、②～⑤については、国土交通省総合政策局環境ポータルサイト

(<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/environment/index.html>) よりファイルをダウンロードして使用していただき、ファイル形式の変更等はしないようにして下さい。

① 提案書の表紙

②様式1 (Word形式) : 提案書 (課題、事業内容、先進性・モデル性等)

※提案書の作成に当たっては、本募集要領の趣旨をご理解の上、活動内容が具体的にイメージできるように記入して下さい。活動内容が抽象的で明確なイメージができないものなどは、選定が困難となりますのでご注意下さい。

③様式2 (Word形式) : 事業モデル実施フロー図

※契約の時期と想定される7月以降の活動を記入して下さい。

④様式3 (Word形式) : 応募主体整理表

※応募主体の担当者、連絡先を記入してください。

⑤様式4 (Word形式) : 他の補助・支援事業等

※他の補助・支援事業等との重複を避けるため、当該事業モデル以外に、様式1の提案に関連した調査・事業で、国・地方公共団体等の補助・支援事業等のうち、今年度応募予定または既に応募済み、もしくは、これまでに採択されたものがある場合は、それら補助・支援事業等の実施機関と名称、応募主体が行う又は行った調査・事業の名称と概要を記述して下さい。

なお、従来 of 取組に新たな視点や工夫を加え、更に発展させた取組について排除するものではありません。

⑥参考資料 (様式自由) : 応募主体の概要、活動実績等

※応募主体の構成と概要、活動実績等が分かる資料

(注) 上記①～⑤に該当しない補足資料について

※必要に応じて、各資料における補足資料を併せて提出することができます。ただし、選定は①～⑤の資料で行いますので、補足資料をもって提案の主たる内容を説明することは避けて下さい。

(補足資料例示)

- ・事業モデルの実施方法等に関する資料
- ・その他先進性、モデル性の内容を補足する関連資料 等

6. 応募締切

平成21年5月29日 (金) 必着

(注) 「5. 提出書類」の①～⑤の書類が締切日 (平成21年5月29日) までに届いていない場合は、選定の対象となりませんのでご注意下さい。

また、締切日以降の提出書類の修正・差替は、原則受け付けませんので、ご留意下さい。

7. 提出先及び問い合わせ先

「5. 提出書類」は、下記送付先まで持参するか、郵送及びメールにて提出願います。

問い合わせ先

送付先

〒100-8918

東京都千代田区霞ヶ関 2 丁目 1 番 3 号

国土交通省総合政策局環境政策課

「国土交通省温室効果ガス環境事業モデル」担当 宛

メール送付先 : kankyo-model@mlit.go.jp

8. 応募後の手続きとスケジュール (予定)

(1) 事業モデルの選定

国土交通省において、「4. 選定に関する方針」に沿って、「1. 趣旨」、「2. 応募主体」及び「3. 募集提案に関する方針」に合致し、総体として優れた提案を国土交通省所管事業分野別のバランスを勘案して(各分野上位から1ないし2件を想定しています)、外部有識者により構成する委員会の議を経て選定します。(6月中目途)

応募主体に対しては、必要に応じ、追加資料提出、提案内容の追加・修正、ヒアリング等への対応をお願いすることがあります。

なお、提案書提出後締切日までにおいて、提案書に記載している事業モデルの根幹に関わる変更があった場合、当該提案書の応募主体は速やかに担当窓口へ連絡するとともに、変更後の提案書を郵送及びメールにてお送り下さい。

(2) 契約手続き

選定された事業は、国土交通省において代表提案者との間で請負契約の手続きを行います。その際には、連名提案者から代表提案者への契約手続き等の委任状を提出していただきます。委任状については別途指示させていただきます。

契約の前提として、代表提案者が予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であり、国の機関の一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けている若しくは申請済みであるなど、それに相当すると認められる必要があり、かつ、国の機関から指名停止措置を受けている期間中でないこととします。

なお、契約手続きに際し、応募主体と個別に協議させていただくことがありますのであらかじめご了承下さい。

本事業の実施に係る経費は、事業モデル実施後に納入された報告書を検査した後、精算払いとさせていただきます。

(3) 選定に係る評価基準

1) 形式審査項目

下記の項目に合致しない提案については選定対象外とします。

- ① 応募主体に建設業、運輸業、不動産業など国土交通省所管事業を行う民間事業者又は国土交通省所管事業を行う地方公共団体等を含むこと。
- ② 応募主体に温室効果ガスを排出する民間事業者を含むこと。
- ③ 同一の主体による複数の応募(ただし、同一の主体による異なる主体との連名提案で異なる提案内容の応募は除く)が行われていないこと。
- ④ 平成21年度中に実施可能な活動であり、実施体制が適切であること。
- ⑤ 国費による支援の対象となる取組と経費であること。

- ⑥国費による支援を受けて実施する事業の主たる部分を応募主体以外の者に再委託するものではないこと。
- ⑦本事業以外の国や地方公共団体等からの重複する財政的支援を受けていないこと。
- ⑧国費により支弁する経費の合計が500万円を越えていないこと。

2) 評価項目及び評価基準

本事業モデルの評価項目、判断基準、ならびに評価のウェイトは以下のとおりです。

評価項目	評価基準	評価配分
本事業モデルによる温室効果ガスの削減効果があること	温室効果ガスの高い削減効果が期待できる場合に優位に評価する。なお、温室効果ガス削減効果が期待できない場合は選定しない。 ※削減の割合は単に数値で評価するのではなく、当該提案の事業分野における削減難易度を勘案して行う。	20
先進性・モデル性があること	先進性・モデル性がいずれも高く期待できる場合に優位に評価する。なお、先進性・モデル性のいずれも期待できない場合は選定しない。	20
実現可能性や持続性があること	平成21年度に本事業モデルとして実施する活動の内容が本事業の趣旨に適合し、実施方法が適切である場合に優位に評価する。なお、活動の内容、実施方法のいずれかが適切ではない場合は選定しない。	10
	事業モデルを事業化するにあたっての実現可能性や持続性が高く期待できる場合に優位に評価する。なお、実現可能性や持続性が期待できない場合は選定しない。	20
「国土交通省環境行動計画2008」の推進に寄与すること	①本モデル事業が高い総合性・連携性を有している場合に優位に評価する	10
	②本事業モデルにより人や企業の行動原理の変革を働きかける高い効果が期待できる場合に優位に評価する	10
	③上の①②の他、本事業モデルにより温室効果ガス以外の環境負荷の低減効果が期待できるなど「国土交通省環境行動計画2008」の推進への高い寄与が期待できる場合に優位に評価する	10

(4) ヒアリング

- 1) 以下のとおり、ヒアリングを行います。
 - ①実施場所：国土交通省内会議室
 - ②実施日時：平成21年6月3日（水）～6月12日（金）
 - ③ヒアリングの実施場所及び日時は協議の上、決定します。
- 2) ヒアリングの時間、留意事項は別途通知します。
- 3) ヒアリング時の追加資料は一切受理しません。

9. 平成21年度以降の報告等

本事業は、先進的、モデル的な活動について選定するものであるため、事業終了時の報告（活動内容及び活動成果・評価）を求めるとともに、その後の活動について必要に応じてフォローアップ調査等を行うことがあります。報告等の内容は、国土交通省のホームページ等で紹介させていただき、全国の温室効果ガス削減に取り組んでいる民間事業者等への先進的、モデル的な事例として活用させていただきます。

10. 提出していただいた書類等について

提出していただいた書類等については、返却いたしませんので、ご留意下さい。